

犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案に
対する修正案要綱

第一 刑法の一部改正についての修正

一 不正指令電磁的記録作成等及び不正指令電磁的記録取得等の罪の成立要件の明確化又は法定刑の引下げ

1 不正指令電磁的記録作成等の罪は、正当な理由がないのに、不正な指令を与える電磁的記録等を作成し、若しくは提供し、又は不正な指令を与える電磁的記録等を人の電子計算機における実行の用に供した者について、成立するものとする。 (第百六十八條の二関係)

2 不正指令電磁的記録取得等の罪は、正当な理由がないのに、不正な指令を与える電磁的記録等を取
得し、又は保管した者について、成立するものとする。 (第百六十八條の三関係)

3 不正指令電磁的記録作成等の罪の法定刑を、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に引き下げ
るとともに、不正指令電磁的記録取得等の罪の法定刑を、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に引
き下げるものとする。 (第百六十八條の二及び第百六十八條の三関係)

二 わいせつな電磁的記録に係る記録媒体等の頒布等（第一百七十五条関係）

1 わいせつな電磁的記録等については、「頒布した」を「不特定又は多数の者に提供した」に改めるものとする。

2 懲役及び罰金を併科する旨の規定を削除するものとする。

第二 刑事訴訟法の一部改正についての修正

一 差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体からの複写に係る限定

1 裁判所が、電磁的記録を電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができるのは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、専ら当該電子計算機で処理すべき電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものに限るものとする。（第九十九条第二項関係）

2 検察官、検察事務官又は司法警察職員が、電子計算機を差し押さえる場合についても、1と同様とするものとする。（第二百十八条第二項関係）

二 保全要請の制限等

1 保全要請を行うことができるのは、通信履歴の電磁的記録について、消去のおそれがあると認められるときに限るとともに、保全要請の期間は、三十日を超えてはならないものとする。 (第百九十七條第三項關係)

2 保全要請は、一回に限り行うことができるものとする。 (第百九十七條第四項關係)

3 保全要請をした場合には、遅滞なく第二百十八條の令状(差押え又は記録命令付差押えに係るものに限る。)を求める手続をしなければならないものとする。 (第百九十七條第五項關係)

4 保全要請は、書面により行わなければならないものとする。 (第百九十七條第七項關係)

5 保全要請に応じた者は、その保全要請に係る電磁的記録を消去しないようにするために必要な費用の支払又は償還を受けることができるものとする。 (第百九十七條第八項關係)

6 保全要請に応じた者は、その保全要請に関する事項の漏えいにより生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じないものとする。 (第百九十七條第九項關係)

7 政府は、毎年、保全要請の件数、保全要請に係る罪名、保全要請の対象とした通信手段の種類並び

に保全要請が行われた事件に関して差押え又は記録命令付差押えをした件数及び逮捕した人員数を国会に報告するとともに、公表するものとする。ただし、罪名については、捜査に支障を生ずるおそれがあるときは、その支障がなくなった後においてこれらの措置を執るものとする。 (第百九十七条第十項関係)

第三 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正についての修正

一 「団体」の限定

「団体」とは、犯罪を実行することを主たる目的又は活動とする多数人の継続的結合体であつて、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織により反復して行われるものをいうものとする。 (第二条第一項関係)

二 組織的な犯罪の共謀の罪の成立要件の限定等 (第六条の二関係)

1 組織的な犯罪の共謀の罪は、死刑又は無期若しくは長期五年を超える懲役若しくは禁錮この刑が定められている罪に当たる行為 (国際性のある場合に係るものに限る。) で、組織的犯罪集団の活動 (組織的犯罪集団 (団体のうち、死刑若しくは無期若しくは長期五年を超える懲役若しくは禁錮の刑が定

められている罪又は別表第一第二号から第五号までに掲げる罪を実行することを主たる目的又は活動とする団体をいう。以下同じ。）の意思決定に基づく行為であつて、その効果又はこれによる利益が当該組織的犯罪集団に帰属するものをいう。以下同じ。）として、当該行為を実行するための組織により行われるもの、又は組織的犯罪集団に不正權益を得させ、若しくは組織的犯罪集団の不正權益を維持し、若しくは拡大する目的で行われるものの遂行を共謀した者について、成立するものとする。

2 組織的な犯罪の共謀をした者は、その共謀をした者のいずれかがその共謀に係る犯罪の予備をした場合に限り、処罰されるものとする。

3 組織的な犯罪の共謀に係る犯罪の実行に着手する前に自首した者が、刑を減輕し、又は免除されるのは、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪に限るものとする。

4 組織的な犯罪の共謀の規定の適用に当たっては、思想、信教、集会、結社、表現及び学問の自由並びに勤労者の団結し、及び団体行動をする権利その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利を、不当に制限するようなことがあつてはならず、かつ、会社、労働組合その他の団体の正当な活動を制限

するようなことがあつてはならないものとする。

三 証人等買収の罪の成立要件の限定等（第七条の二関係）

1 組織的な犯罪以外に係る死刑若しくは無期若しくは長期四年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪又は別表第一に掲げる罪に係る刑事事件に関する証人等の買収の罪の規定を、削除するものとする。

2 証人等買収の罪は、死刑若しくは無期若しくは長期五年を超える懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪又は別表第一に掲げる罪に当たる行為（国際性のある場合に係るものに限る。）が、組織的犯罪集団の活動として行われた場合、又は二一の目的で犯された場合に、成立するものとする。

3 証人等買収の規定の適用に当たっては、被疑者又は被告人の防御をする権利を不当に制限するようなことがあつてはならず、かつ、弁護士としての正当な活動を制限するようなことがあつてはならないものとする。

第四 その他

その他所要の規定の整備をするものとする。